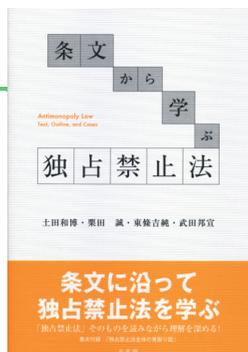


条文から学ぶ独占禁止法

土田和博 = 栗田 誠 = 東條吉純 = 武田邦宣

2014年10月刊 / 340頁 / 本体 2500円 + 税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

中学生や高校生のときにも、「カルテル」「トラスト」という単語は出てきたような気がする。四文字熟語も出てきたな。「企業結合」だったかな？ そんな記憶を引き出す、シラバスの「独占禁止法」の文字。

では、独占禁止法とはどんな法律なのでしょう。教科書をバツと開いてみたら、「排除措置命令」という文字が目に入った。では条文を見ようかと六法を開く。7条の見出しに出てくる。でも、よく見ると、8条の2にも出てくる……さらにいろいろなところに出てくる。一体この法律の条文はどんな構造になっているのでしょうか。

本書では、独占禁止法の条文をしっかりと読みながら、各条文の関係、法律の構造を理解することができます。巻末の「全体像」では、教科書を読み流すだけでは見落としがちな「自分がいま勉強しているところ」をその都度確認することもできます。独占禁止法の初学者にも、少し勉強が進んだけれど少し混乱が生じ始めている人にも、すべての方々にお勧めです。(F)

Point!

P

条文、判決・審決例がビジュアル的にもわかりやすい!

1) 共同の取引拒絶

第2条【定義】③この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。
イ 本号の事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
二 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるものうち、公正取引委員会が指定するもの。
イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
【一般指定制】④正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

① 概要

2条9項1号は、課徴金の対象となる共同の取引拒絶（法定類型）についての定義規定であるが、その対象行為は、「供給」を拒絶する行為（と拒絶させる行為）に限定されている。これは、私的独占において、供給にかかる類型だけが課徴金の対象とされていることと平仄を合わせたものである。

同号イは直接の取引（供給）拒絶を、同号ロは間接の取引（供給）拒絶を、それぞれ規定している。なお、課徴金の対象となるのは、10年以内に対象行為を繰り返した場合に限られる（30条の2）。

これに対して、2条9項6号イに基づく一般指定制1項は、上記の法定類型以外の競争者による共同の取引拒絶について規定している。すなわち、「供給を受けること」（購入）を対象とし、1項1号は直接の取引拒絶を、2号は間接の取引拒絶を、それぞれ規定しており、それ以外の規定文言は法定類型と同じである。

2条9項1号、6号イ（一般指定制）

② 「競争者と共同して」

共同の取引拒絶に該当するためには、「競争者と共同して」行う取引拒絶でなければならない。したがって、メーカーと流通事業者による共同行為など、競争関係にない事業者間で共同して取引拒絶しても、一般指定制2項の規制対象行為に該当することはあっても、2条9項1号や一般指定制1項の共同の取引拒絶には当たらない。ただし、メーカーと流通業者のように主たる取引段階が異なる事業者間の共同行為であっても、販売面で競合関係があるなどの場合には、競争関係が認められる。

また、「共同して」とは、不当な取引制限における「共同して」と同義であると解される。すなわち、行為の単なる外形の一致があるだけで不十分であり、取引を拒絶すること、または、拒絶させることについての意思の連絡があることを意味する。したがって、明示の意思の連絡がなくとも、「相互に他の事業者の取引拒絶行為を認識して、暗黙のうちにこれを容認する」場合もこれに含まれる（新うた事件〔54〕）。

③ 「させる」

間接の取引拒絶の場合の「させる」は、行為を強要する等の立証には必要ない。取引を拒絶しよう要求し、相手方がこれに従って実行している事実があれば要件は充足され、経済上の利益または不利益によって実効性が確保される場合もこれに含まれる。

④ 公正競争阻害性

共同の取引拒絶には、単なる取引先選択の自由の行使を越えた人為性が認められ、かつ、拒絶の相手方に対する排除効果が顕著に大きくなるため、「正当な理由がないのに」という文言が付けられ、原則として公正競争阻害性を有するものと考えられている。典型的な共同の取引拒絶の事例として、競争者による安売りを防止し、価格維持を図るためのものや、新規参入を抑制し、競争単位が増えることを防ぐためのものなどがある。

〔57〕 ロックマン工事業体事件（昭和56年12月10日31審決集47巻317頁〔53〕） 特定の土木工法に不可欠なロックマン機械の独占的販売業者AとAからこれを購入して同工法を施工する土木事業者17社が共同して、Aは他の施工業者（17社の競争者）にロックマン機械を貸与・販売するこ